

月形町商工業者等感染予防対策支援金事業実施要領

1 事業の目的

国が提唱する新しい生活様式及び北海道が提唱する新北海道スタイルの実践を推進することを目的として、新型コロナウイルス感染症の予防対策に係る経費に対して月形商工会がその経費の一部を助成します。

2 助成対象者

月形町内に事業所を有する法人又は個人事業主であって、商工業を営む者のほか、医業を営む者及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人（以下「商工業者等」という。）であること。

※主たる事務所が町外にあっても、町内の事業所は対象となります。

3 助成対象経費及び助成率

助成対象となる経費は、商工業者等が自ら行う新型コロナウイルス感染予防対策に係る必要な経費のみとします。

（1）次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- ③ 令和2年5月1日から令和3年1月31日までの間に発注（契約）、納品、支払が完了した以下の経費が対象となります。

助成対象となる経費
感染拡大を予防するために必要な経費（資材費、設備・備品購入費、改修・修繕工事費、委託費・外注費、リース料、印刷費）

（2）感染予防対策の取組において、助成対象となる経費の例及び助成率は次のとおりです。なお、資材費の助成対象経費は最大3万円です。

内容	助成対象となる経費の例	助成率
資材費 ※最大 3万円	○従業員のためのマスク・ゴーグル・フェイスシールド ○消毒液 ○消毒液用スプレーボトル ○除菌ウェットティッシュ ○漂白剤 ○衛生手袋 ○空気清浄機のフィルター ○その他除菌効果のある資材 等	9/10 以内
設備・備品購入費	○サーモグラフィー ○非接触型体温計 ○飛沫感染防止対策のためのアクリル板 ○透明ビニールシート ○防護スクリーン ○従業員や顧客に感染防止を呼びかけるための告知に必要な掲示ボード ○空気清浄機 ○加湿器（空気清浄機能付き） ○扇風機 ○サーキュレーター ○除菌の状況を確認するための機器 ○消毒液等を生成する機器 ○足踏み式消毒液スタンド 等	

内容	助成対象となる経費の例	助成率
改修・修繕工事費	○事業所内の換気設備の導入工事（換気や空気清浄、除菌機能付きエアコンを含む） ○換気対策を目的とした窓やドア等の増設や修繕工事 ○換気扇の導入・更新工事 ○冷暖房設備の導入・更新工事 ○照明自動感知スイッチ装置・自動ドア等改修工事 ○非接触型のトイレ工事一式（非接触型の便座、洗浄、洗面用水栓）等	9/10 以内
委託費・外注費	○事業所の消毒作業委託に要する経費 ○感染拡大防止を呼びかける内容が記載されたホームページのデザイン外注費等	
リース料	空気清浄機、換気設備のリース料など (令和2年5月分～令和3年1月分)	
印刷費	感染防止対策済みであることを告知するためのチラシ、ポスターの印刷費等	

4 助成金総額及び助成上限額

(1) 助成金総額 490万円以内

(2) 助成上限額 1事業所 上限20万円

※助成金の交付は1事業所1回限りです。

※助成総額を超える申請があった場合は、1事業所20万円の助成上限額及び上記3の助成率を低減して交付決定するものとします。

※助成金は精算払いとなります。

5 事業期間等

- ・事業実施期間：令和2年5月1日(金)から令和3年1月31日(日)まで
- ・申請受付期間：令和2年9月23日(水)から令和2年10月26日(月)
- ・事業実績報告書提出期限：令和3年2月10日(水)

6 申請から交付決定までの流れ

- ・募集開始：令和2年 9月23日(水)〈実施要領公表〉
- ・申請受付開始：令和2年 9月23日(水)
- ・申請受付締切：令和2年10月26日(月)必着
- ・交付決定：令和2年11月上旬(予定)

7 申請手続き等

(1) 次の書類を月形商工会へ提出してください。

- ① 事業計画申請書(様式第1号)
- ② 経費明細書(別紙1)
- ③ 見積書などの写し(事業にかかる経費が記載されたもの)

- ④ 誓約書
- ⑤ 営業の実態が確認できるもの
 - ア 2019 年分の確定申告書控の写し
 - ※法人の場合は別表 1、個人事業者の場合は第 1 表
 - ※確定申告がない場合は直近の帳簿等の写し
 - イ 各種法規に基づく営業許可書の写し
 - ※許可の必要がない業種は不要
- ⑥ その他必要と認める書類
 - 必要に応じて、資料の追加を求めることがあります。

(2) 申請書の提出先・問い合わせ先

月形商工会

〒061-0511 月形町 1 0 6 8 番地

電話：0 1 2 6-5 3-2 3 4 1

(3) 留意事項

- ・ 申請書、実施要領等は商工会窓口で配布します。また、商工会ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・ 申請書は、直接持参によりご提出ください。
- ・ 問い合わせは、月形商工会事務局にて受け付けます。
- ・ 受付時間は、午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分(土日祝祭日を除く) までとします。

8 事業完了後の実績報告

(1) 助成事業の実施期限

令和 3 年 1 月 3 1 日(日)まで

助成事業者は、自ら定める事業完了日(最長で、上記実施期限日まで)までに、取組を終了させ、かつ、助成事業に係る経費の支払を完了させなければなりません。

(2) 実績報告書の提出期限

助成事業が完了したときは、その日から起算して 3 0 日以内を経過した日、または「最終提出期限：令和 3 年 2 月 1 0 日(水)」のいずれか早い日まで(必着)に、実施事業内容及び経費内容を取りまとめ、提出しなければなりません。

最終締切までに提出がないと、助成金の支払ができなくなりますので、十分にご注意ください。

(3) 事業が完了したときは、次の書類を月形商工会へ提出してください。

- ① 事業実績報告書(様式第 2 号)
- ② 支出内訳書(別紙 2)
- ③ 対象経費について支払った領収書若しくはレシートの写し
 - ※必ず内容が確認できるものを提出してください。品名の記載が無いなど、内容が確認できないものは補助対象外となります。(領収書、レシートで内容が確認できない場合は、請求書や納品書等内容が確認できるものをあわせて提出してください)

- ④ 取組内容のわかる書類（実施状況の写真 等）
※工事を伴う事業については、工事施工後の写真を提出してください。施工前と比べてどこが変わったのか分かるように撮影してください。
※「新しい生活様式」や「北海道スタイル」の取り組みを行っている様子や「北海道スタイル」安心宣言などの掲示物の写真
- ⑤ その他必要と認める書類
必要に応じて、資料の追加を求めています。

（４）留意事項

- ① 事業中または事業完了後、確認のため、現地確認や申請者への聞き取りを行う場合があります。
- ② 助成金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により助成金を受領した場合は、全額返還していただきます。

９ 問合せ先

月形商工会（〒061-0511 月形町 1 0 6 8 番地）

電話：0 1 2 6 － 5 3 － 2 3 4 1

〈参考〉

月形商工会ホームページ

<https://tukisyoo.wixsite.com/tsukigata>

「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

「北海道スタイル」（北海道ホームページ）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

「北海道コロナ通知システム」（北海道ホームページ）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm>

月形町商工業者等感染予防対策支援金事業計画申請書

令和 年 月 日

月形商工会
会長 廣野 和男 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 ⑩

月形町商工業者等感染予防対策支援金の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 助成事業の目的及び内容

国が提唱する「新しい生活様式」及び北海道が提唱する「新北海道スタイル」の実践を推進する上で必要な感染防止対策の取組を行う。

2. 助成事業の開始日及び完了予定日

交付決定日 ～ 令和3年1月31日

3. 助成対象経費

経費明細書（別紙1）のとおり

4. 助成金交付申請額

経費明細書（別紙1）のとおり

5. 消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに○）

課税事業者	免税事業者	簡易課税事業者

* 消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。

6. 添付書類

- ① 経費明細書（別紙1） ② 見積書などの写し ③ 誓約書
④ 営業の実態が確認できるもの
 ア 2019年分の確定申告書控の写し
 ※法人の場合は別表1、個人事業者の場合は第1表
 ※確定申告がない場合は直近の帳簿等の写し
 イ 各種法規に基づく営業許可書の写し ※許可の必要がない業種は不要
⑤ その他月形商工会が必要と認める書類

別紙 1 (様式第 1 号 : 助成事業の計画申請書に添付)

経 費 明 細 書

事業者名 : _____

(単位 : 円)

経費区分	内 容	経費内訳 (単価×回数)	対象経費 (税抜)	助成 率	助成金額 (税抜)
資材費 ※最大 3 万円			※ 3 万円	9/10	
設備・備品 購入費				9/10	
改修・修繕 工事費				9/10	
委託費・外 注費				9/10	
リース料				9/10	
印刷費				9/10	
小 計					
消 費 税	※免税事業者・簡易課税事業者(10%) ※課税事業者は記入しないでください。				
合 計					
助成金額 (上限 20 万円)					

※太線の中は記入しないでください。

経 費 明 細 書

事業者名 : 株式会社◇◇ 代表取締役 △△△△

(単位 : 円)

経費区分	内 容	経費内訳 (単価×回数)	対象経費 (税抜)	助成 率	助成金額 (税抜)
資材費 ※最大 3 万円	消毒液の購入費 マスク購入費	@800 円×9 本(R2. 5 月～R3. 1 月) =7, 200 円 @2, 000 円 (50 枚入) ×13 セット=26, 000 円 ※従業員 3 名×6 営業日／週×4 週×9 カ月=648 枚必要 資材費合計 33, 200 円	※3 万円 30, 000	9/10	27, 000
設備・備品 購入費	透明ビニールシートの購入費 体温計の購入費	@6, 000 円×2 枚=12, 000 円 @3, 000 円×2=6, 000 円	18, 000	9/10	16, 200
改修・修繕 工事費	冷暖房設備設置 工事	@100, 000 円×1 台=100, 000 円(設置工事費含む)	100, 000	9/10	90, 000
委託費・外 注費	消毒作業委託	@30, 000 円×一式	30, 000	9/10	27, 000
リース料	玄関マットリース	@2, 000 円×9 カ月 (R2. 5 月～R3. 1 月) =18, 000 円	18, 000	9/10	16, 200
印刷費	ポスター外注、 作成費	@10, 000 円×一式	10, 000	9/10	9, 000
小 計					185, 400
消 費 税	※免税事業者・簡易課税事業者(10%) ※課税事業者は記入しないでください。				18, 540
合 計					203, 940
助成金額 (上限20万円)					200, 000

※太線の中は記入しないでください。

誓 約 書

私は、月形町商工業者等感染予防対策支援金事業の申請に伴い、助成金を受給するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、誓約を遵守するほか、下記の事項に関連して私宛に照会することを承諾し、照会があった場合には、誠実に回答します。

記

1. 国が提唱する新しい生活様式及び北海道が提唱する新北海道スタイルの実践に取り組むことに同意し新型コロナウイルスの感染予防の徹底及び取組に努めるとともに、「新北海道スタイル」安心宣言を事務所・店舗等に掲示します。
2. 購入資材・設備備品等については事業活動のみに使用します。
3. 私は、反社会的勢力との関係を有しておらず、かつ、将来においても関係をもたないことを誓約します。
4. 私は、月形町中小企業者等感染予防対策支援金事業の交付申請をするにあたり、記入事項及び申請関係書類において一切虚偽のないことを誓約します。なお、虚偽が判明した場合は、支援金を一括返済します。
5. 新型コロナウイルス感染者のクラスター等が発生し、感染拡大防止のため自治体等から調査の協力要請があった場合は、協力します。

令和 年 月 日

月形商工会
会長 廣野 和男 様

住 所

名 称

代表者氏名

⑥

月形町商工業者等感染予防対策支援金事業実績報告書

令和 年 月 日

月形商工会
会長 廣野 和男 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

㊞

月形町商工業者等感染予防対策支援金事業の終了に伴い下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業名 月形町商工業者等感染予防対策支援金事業

2. 事業期間

開始 令和 年 月 日
終了 令和 年 月 日

3. 助成事業の目的及び内容

国が提唱する「新しい生活様式」及び北海道が提唱する「新北海道スタイル」の実践を推進する上で必要な感染防止対策の取組を行う。

4. 事業経費の状況

支出内訳書（別紙2）のとおり

5. 添付書類

① 支出内訳書（別紙2）

② 対象経費について支払った領収書若しくはレシートの写しまたは支払証拠書類

③ 取組内容のわかる書類（実施状況が分かる写真）

※工事を伴う事業については、工事施工後の写真を提出してください。施工前と比べてどこが変わったのか分かるように撮影してください。

※「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」の取り組みを行っている様子や「新北海道スタイル」安心宣言などの掲示物の写真

④ その他月形商工会が必要と認める書類

支 出 内 訳 書

事業者名 : _____

(単位 : 円)

経費区分	内 容	経費内訳 (単価×回数)	対象経費 (税抜)	助成 率	助成金額 (税抜)
資材費 ※最大 3 万円			※ 3 万円		
設備・備品 購入費					
改修・修繕 工事費					
委託費・外 注費					
リース料					
印刷費					
小 計 ①					
消 費 税 ② ※免税事業者・簡易課税事業者(10%) ※課税事業者は記入しないでください。					
(1) 助成金額 ①+②					
(2) 交付決定記載の助成金の額 (計画変更で助成金の額を変更した場合は変更後の額)					
(3) 交付を受ける助成金額 ((1) 又は (2) のいずれか低い額 (上限 20 万円))					

※太線の中は記入しないでください。

様式第3号

月形町商工業者等感染予防対策支援金事業に係る助成金精算払請求書

令和 年 月 日

月形商工会
会長 廣野 和男 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

㊞

月形町商工業者等感染予防対策支援金事業終了に伴い助成金を下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業名 月形町商工業者等感染予防対策支援金事業

2. 請求金額 金 _____ 円

3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義（カタカナ）
※以下の各項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

金 融 機 関 名								
支 店 名								
金融機関コード			支店コード					
預金の種別 該当する種別に○	普通・総合・当座	口座番号						
フリガナ								
口 座 名 義								

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

「新北海道スタイル」安心宣言

私たち事業者は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

「7つプラス1の習慣化」

に取り組めます！

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
 2. スタッフの健康管理を徹底します。
 3. 施設内の定期的な換気を行います。
 4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
 5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ・ 一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス。
 - ・ 間仕切りなどの活用。
 - ・ 人数制限や空席の確保。
 - ・ 時差出勤、テレワーク など
 6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
 7. 店内掲示やホームページなどを活用し、
お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
(感染症対策の可視化(見える化))
- + 1. 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードを
わかりやすい場所に掲示します。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

(店名)○○○○○○○○